

## 答申第 26 号

### 答 申

「平成 24 年度～28 年度核燃料税関係団体連絡協議会総会案内文、平成 24 年度～28 年度核燃料税関係団体連絡協議会総会資料」部分公開決定案件

#### 第 1 審査会の結論

平成 28 年 7 月 29 日付けで愛媛県知事（以下「実施機関」という。）が行った部分公開決定は、妥当である。

#### 第 2 審査請求に至る経緯

##### 1 公文書公開請求

審査請求人は、平成 28 年 6 月 13 日、愛媛県情報公開条例（平成 10 年愛媛県条例第 27 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、実施機関に対し、「過去に開かれた「核燃料税総会」に関する案内、会議録、資料および愛媛県の担当者の出席に係る復命書」について公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

##### 2 請求に対する決定

実施機関は、本件公開請求に対応する公文書として、核燃料税関係団体連絡協議会（以下「本件協議会」という。）総会に関する次の文書を特定し、平成 28 年 7 月 29 日付けで、条例第 7 条第 2 項第 3 号、第 5 号及び第 6 号の規定に該当するとして、部分公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

（本件処分の内容）

	公文書の件名	文書番号	決定内容	公開をしない部分	公開をしない理由
1	平成 24 年度本件協議会総会案内文	対象公文書 1	部分公開	・別紙様式 1 の一部 ・担当者のメールアドレス	条例第 7 条第 2 項第 6 号に該当 適正な事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
2	平成 24 年度本件協議会総会資料	対象公文書 2	部分公開	・議案第 5 号協議事項(1. 2. 7～10. 12. 13)の一部(協議事項一覧を含む)	条例第 7 条第 2 項第 3 号に該当 法令又は他の条例の規定により公にすることができない情報であるため。  条例第 7 条第 2 項第 6 号に該当 適正な事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

				<ul style="list-style-type: none"> <li>議案第 5 号協議事項 (3~6. 11. 15. 16) の一部 (協議事項一覧を含む)</li> </ul>	<p>条例第 7 条第 2 項第 5 号に該当  地方税法 (昭和 25 年法律第 226 号) 上の地方税に関する調査に関して知り得た情報であること。また、核燃料税の検討過程にある情報であり、未成熟な情報を公にすることにより、誤解や憶測に基づき県民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため。</p> <p>条例第 7 条第 2 項第 6 号に該当  適正な事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>
				<ul style="list-style-type: none"> <li>議案第 5 号協議事項 (18) の一部 (協議事項一覧を含む)</li> </ul>	<p>条例第 7 条第 2 項第 5 号に該当  地方税法上の地方税に関する調査に関して知り得た情報であること。また、核燃料税の検討過程にある情報であり、未成熟な情報を公にすることにより、誤解や憶測に基づき県民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため。</p>
				<ul style="list-style-type: none"> <li>議案第 5 号協議事項 (14. 17) の一部 (協議事項一覧を含む)</li> <li>担当者のメールアドレス</li> </ul>	<p>条例第 7 条第 2 項第 6 号に該当  適正な事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>
3	平成 24 年度本件協議会総会出席復命書		公開		
4	平成 25 年度本件協議会総会案内文	対象公文書 3	部分公開	<ul style="list-style-type: none"> <li>別紙様式 2 (1 枚目) の一部</li> </ul>	<p>条例第 7 条第 2 項第 3 号に該当  法令又は他の条例の規定により公にすることができない情報であるため。</p> <p>条例第 7 条第 2 項第 6 号に該当  適正な事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>
				<ul style="list-style-type: none"> <li>別紙様式 2 (2 枚目) の一部</li> <li>別紙様式 3 の一部</li> </ul>	<p>条例第 7 条第 2 項第 5 号に該当  地方税法上の地方税に関する調査に関して知り得た情報であること。また、核燃料税の検討過程にある情報であり、未成熟な</p>

					<p>情報を公にすることにより、誤解や憶測に基づき県民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため。</p> <p>条例第7条第2項第6号に該当 適正な事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>
				<ul style="list-style-type: none"> <li>・担当者のメールアドレス</li> </ul>	<p>条例第7条第2項第6号に該当 適正な事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>
5	平成25年度本件協議会総会資料	対象公文書4	部分公開	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議案第5号協議事項(5~9)の一部(協議事項一覧を含む)</li> </ul>	<p>条例第7条第2項第3号に該当 法令又は他の条例の規定により公にすることができない情報であるため。</p> <p>条例第7条第2項第6号に該当 適正な事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>
				<ul style="list-style-type: none"> <li>・議案第5号協議事項(2.3)の一部(協議事項一覧を含む)</li> <li>・議案第6号資料の一部</li> </ul>	<p>条例第7条第2項第5号に該当 地方税法上の地方税に関する調査に関して知り得た情報であること。また、核燃料税の検討過程にある情報であり、未成熟な情報を公にすることにより、誤解や憶測に基づき県民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため。</p> <p>条例第7条第2項第6号に該当 適正な事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>
				<ul style="list-style-type: none"> <li>・議案第5号協議事項(1.4.10)の一部(協議事項一覧を含む)</li> </ul>	<p>条例第7条第2項第5号に該当 地方税法上の地方税に関する調査に関して知り得た情報であること。また、核燃料税の検討過程にある情報であり、未成熟な情報を公にすることにより、誤解や憶測に基づき県民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため。</p>

				<ul style="list-style-type: none"> <li>・議案第1号資料の一部</li> <li>・議案第5号協議事項(11)の一部(協議事項一覧を含む)</li> <li>・担当者のメールアドレス</li> </ul>	<p>条例第7条第2項第6号に該当 適正な事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>
6	平成25年度本件協議会総会出席復命書		公開		
7	平成26年度本件協議会総会案内文	対象公文書5	部分公開	<ul style="list-style-type: none"> <li>・別紙様式3の一部</li> </ul>	<p>条例第7条第2項第5号に該当 地方税法上の地方税に関する調査に関して知り得た情報であること。また、核燃料税の検討過程にある情報であり、未成熟な情報を公にすることにより、誤解や憶測に基づき県民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため。</p> <p>条例第7条第2項第6号に該当 適正な事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>
				<ul style="list-style-type: none"> <li>・別紙様式2の一部</li> <li>・担当者のメールアドレス</li> </ul>	<p>条例第7条第2項第6号に該当 適正な事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>
8	平成26年度本件協議会総会資料	対象公文書6	部分公開	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議案第5号協議事項(1.3)の一部(協議事項一覧を含む)</li> </ul>	<p>条例第7条第2項第3号に該当 法令又は他の条例の規定により公にすることができない情報であるため。</p> <p>条例第7条第2項第6号に該当 適正な事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>
				<ul style="list-style-type: none"> <li>・議案第5号協議事項(2)の一部(協議事項一覧を含む)</li> <li>・議案第6号資料の一部</li> </ul>	<p>条例第7条第2項第5号に該当 地方税法上の地方税に関する調査に関して知り得た情報であること。また、核燃料税の検討過程にある情報であり、未成熟な情報を公にすることにより、誤解や憶測に基づき県民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため。</p>

					<p>条例第7条第2項第6号に該当 適正な事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>
				<ul style="list-style-type: none"> <li>・議案第1号資料の一部</li> <li>・議案第5号協議事項(4)の一部(協議事項一覧を含む)</li> <li>・担当者のメールアドレス</li> </ul>	<p>条例第7条第2項第6号に該当 適正な事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>
9	平成26年度本件協議会総会出席復命書		公開		
10	平成27年度本件協議会総会案内文	対象公文書7	部分公開	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担当者のメールアドレス</li> </ul>	<p>条例第7条第2項第6号に該当 適正な事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>
11	平成27年度本件協議会総会資料	対象公文書8	部分公開	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議案第5号協議事項(1.3)の一部(協議事項一覧を含む)</li> <li>・議案第6号資料の一部</li> </ul>	<p>条例第7条第2項第5号に該当 地方税法上の地方税に関する調査に関して知り得た情報であること。また、核燃料税の検討過程にある情報であり、未成熟な情報を公にすることにより、誤解や憶測に基づき県民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため。</p> <p>条例第7条第2項第6号に該当 適正な事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>
				<ul style="list-style-type: none"> <li>・議案第5号協議事項(2)の一部(協議事項一覧を含む)</li> <li>・担当者のメールアドレス</li> </ul>	<p>条例第7条第2項第6号に該当 適正な事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>
12	平成27年度本件協議会総会出席復命書		公開		
13	平成28年度本件協議会総会案内文	対象公文書9	部分公開	<ul style="list-style-type: none"> <li>・別紙様式2の一部</li> </ul>	<p>条例第7条第2項第3号に該当 法令又は他の条例の規定により公にすることができない情報であるため。</p> <p>条例第7条第2項第6号に該当 適正な事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>

				<ul style="list-style-type: none"> <li>・別紙様式3の一部</li> </ul>	<p>条例第7条第2項第5号に該当          地方税法上の地方税に関する調査に関して知り得た情報であること。また、核燃料税の検討過程にある情報であり、未成熟な情報を公にすることにより、誤解や憶測に基づき県民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため。</p> <p>条例第7条第2項第6号に該当          適正な事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>
				<ul style="list-style-type: none"> <li>・担当者のメールアドレス</li> </ul>	<p>条例第7条第2項第6号に該当          適正な事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>
14	平成28年度本件協議会総会資料	対象公文書10	部分公開	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議案第5号協議事項(1)の一部(協議事項一覧を含む)</li> </ul>	<p>条例第7条第2項第3号に該当          法令又は他の条例の規定により公にすることができない情報であるため。</p> <p>条例第7条第2項第6号に該当          適正な事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>
				<ul style="list-style-type: none"> <li>・議案第6号資料の一部</li> </ul>	<p>条例第7条第2項第5号に該当          地方税法上の地方税に関する調査に関して知り得た情報であること。また、核燃料税の検討過程にある情報であり、未成熟な情報を公にすることにより、誤解や憶測に基づき県民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため。</p> <p>条例第7条第2項第6号に該当          適正な事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>
				<ul style="list-style-type: none"> <li>・担当者のメールアドレス</li> </ul>	<p>条例第7条第2項第6号に該当          適正な事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>

15	平成 28 年度本 件協議会総会 出席復命書		公開		
----	------------------------------	--	----	--	--

### 3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、平成 28 年 8 月 10 日、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定に基づき、実施機関に対し審査請求を行った。

## 第 3 審査請求の内容

### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「部分公開の判断を取り消し、全部公開することを求める」というものである。

### 2 審査請求の理由及び主張

審査請求人が審査請求書において主張する審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

審査請求人が開示を求めた公文書は、本件協議会に関する案内、会議録、資料などの文書一式である。しかし、開示された公文書は、具合的な協議内容のほとんどが非公開になっている。このような対応は不合理であり、できる限りの情報を開示することをうたった情報公開の理念を著しく阻害するものである。

開示できないほど機密性の高い情報であるならば、そもそも本件協議会なる任意団体の会合で軽々しく協議すること自体が問題なのではないか。

おそらく愛媛県は、原発立地道県の核燃料税の更新方針などの「手の内」をさらしたくないだけであろう。そのため、本来は公開すべき情報までできるだけ非開示にしたいのではないか。だが、本件協議会では、電気事業連合会や総務省への要望活動の是非についても協議しており、原発立地道県や電気事業者の意思決定に一定程度の影響を与えている。意思決定の妥当性を検証できるようできるかぎりの情報を開示すべきではないか。

## 第 4 実施機関の説明の要旨

実施機関が弁明書で主張する非公開とした理由は、おおむね次のとおりである。

### 1 本件公文書について

本件公文書は、核燃料税条例を制定している道県の税務主管課長が会員となり組織された本件協議会の総会に係る文書である。

なお、本件協議会は、「核燃料税に関する諸問題についての情報交換・調査研究等を行うことにより、この税に係る事務の円滑な推進を図ること」を目的とし、核燃料税の適正な課税に寄与している。

## 2 本件公文書の一部を非公開とした理由

本件公文書を部分公開としたのは、以下の理由により、非公開とした部分が条例第7条第2項第3号、第5号及び第6号に該当すると判断したためである。

### (1) 条例第7条第2項第3号及び第6号に該当する情報

- ア 対象公文書2の議案第5号協議事項（1、2、7～10、12、13）の一部（協議事項一覧を含む）
- イ 対象公文書3の別紙様式2（1枚目）の一部
- ウ 対象公文書4の議案第5号協議事項（5～9）の一部（協議事項一覧を含む）
- エ 対象公文書6の議案第5号協議事項（1、3）の一部（協議事項一覧を含む）
- オ 対象公文書9の別紙様式2の一部
- カ 対象公文書10の議案第5号協議事項（1）の一部（協議事項一覧を含む）

協議事項に係る資料については、適正な課税の実現の観点から、核燃料税の課税標準や納税義務者に関する一般には知られていない事項等の情報が一部含まれており、これらの情報は、地方税法第22条に該当する核燃料税に係る業務により知り得たものと考えられることから、公開することによって、納税義務者との信頼関係が損なわれ、今後の税務調査に協力を得られなくなるなど、適正な核燃料税の更新事務等の遂行に支障を及ぼすおそれがあることから非公開とした。

なお、これらの情報は、本件協議会会員道県の判断により資料に掲載しているものであるが、本件協議会に携わる道県の主管課長並びに関係職員については、地方税法第22条並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第34条の守秘義務があり、情報公開請求により一般的に知られる情報とは区別して取り扱う必要がある。

### (2) 条例第7条第2項第5号及び第6号に該当する情報

- ア 対象公文書2の議案第5号協議事項（3～6、11、15、16）の一部（協議事項一覧を含む）
- イ 対象公文書3の別紙様式2（2枚目）の一部及び別紙様式3の一部
- ウ 対象公文書4の議案第5号協議事項（2、3）の一部（協議事項一覧を含む）及び議案第6号資料の一部

- エ 対象公文書 5 の別紙様式 3 の一部
- オ 対象公文書 6 の議案第 5 号協議事項（2）の一部（協議事項一覧を含む）及び議案第 6 号資料の一部
- カ 対象公文書 8 の議案第 5 号協議事項（1、3）の一部（協議事項一覧を含む）及び議案第 6 号資料の一部
- キ 対象公文書 9 の別紙様式 3 の一部
- ク 対象公文書 10 の議案第 6 号資料の一部

これらの情報は、核燃料税の財政需要の算定及び使途、要望活動等に係る地方公共団体内部の審議、検討又は協議に関する情報であり、情報を公開することにより、利害関係者からの圧力や干渉等の影響を受け、中立性が損なわれるとともに、未成熟な情報による誤解や憶測に基づき県民の間に混乱を生じさせ、ついでには、適正な核燃料税の更新事務等の遂行に支障を及ぼすおそれがあることから非公開とした。

(3) 条例第 7 条第 2 項第 5 号に該当する情報

- ア 対象公文書 2 の議案第 5 号協議事項（18）の一部（協議事項一覧を含む）
- イ 対象公文書 4 の議案第 5 号協議事項（1、4、10）の一部（協議事項一覧を含む）

これらの情報は、核燃料税の課税方式の検討及び協議等に関する情報であり、情報を公開することにより、未成熟な情報による誤解や憶測に基づき県民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから非公開とした。

(4) 条例第 7 条第 2 項第 6 号に該当する情報

- ア 対象公文書 1 の別紙様式 1 の一部
- イ 対象公文書 2 の議案第 5 号協議事項（14、17）の一部（協議事項一覧を含む）
- ウ 対象公文書 4 の議案第 1 号資料の一部及び議案第 5 号協議事項(11)の一部（協議事項一覧を含む）
- エ 対象公文書 5 の別紙様式 2 の一部
- オ 対象公文書 6 の議案第 1 号資料の一部及び議案第 5 号協議事項(4)の一部（協議事項一覧を含む）
- カ 対象公文書 8 の議案第 5 号協議事項（2）の一部（協議事項一覧を含む）
- キ 対象公文書 1～10 の担当者のメールアドレス

これらの情報は、核燃料税の更新手続方法や本件協議会の運営に関する情報であり、公表されることにより、適正な核燃料税の更新事務

や本件協議会が担っている調査研究事務等の遂行に支障を及ぼすおそれがあることから非公開とした。

## **第5 審査会の判断の理由**

### **1 本件協議会について**

本件協議会は、核燃料税に関する諸問題についての情報交換・調査研究等を行うことにより、核燃料税に係る事務の円滑な推進を図ることを目的として、核燃料税条例を制定している道県の税務主管課長で構成された協議会である。

### **2 本件対象公文書について**

審査請求に係る対象公文書は、本件協議会総会に関する次の文書である。

- (1) 本件協議会総会案内文（平成24年度（対象公文書1）、平成25年度（対象公文書3）、平成26年度（対象公文書5）、平成27年度（対象公文書7）及び平成28年度（対象公文書9））
- (2) 本件協議会総会資料（平成24年度（対象公文書2）、平成25年度（対象公文書4）、平成26年度（対象公文書6）、平成27年度（対象公文書8）及び平成28年度（対象公文書10））

### **3 本件処分に係る具体的な判断**

- (1) 条例第7条第2項第3号の該当性について

本号は、法令又は他の条例の規定により公にすることができない情報は、法令秘情報として公開しないと定めている。

また、地方税法第22条は、地方税に関する調査に関する事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は窃用した場合においては、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処すると定めている。

地方税法第22条の規定は、秘密とされた情報について守秘義務を課す規定であるから、この守秘義務を課された情報は法令により公にすることができないという本号の要件に該当する。

なお、地方税法第22条に規定する秘密とは、一般に知られておらず、他人に知られないことについて客観的に相当の利益を有する事実で職務上知り得たものをいうと解されている。

ア 対象公文書2の議案第5号の協議事項1、2、7～10、12、13の非公開とした部分（協議事項一覧を含む）

イ 対象公文書3の別紙様式2の1枚目の非公開とした部分（職員のメールアドレスを除く）

- ウ 対象公文書 4 の議案第 5 号の協議事項 5 ～ 9 の非公開とした部分（協議事項一覧を含む）
- エ 対象公文書 6 の議案第 5 号の協議事項 1、3 の非公開とした部分（協議事項一覧を含む）
- オ 対象公文書 9 の別紙様式 2 の非公開とした部分（職員のメールアドレスを除く）
- カ 対象公文書 10 の議案第 5 号の協議事項 1 の非公開とした部分（協議事項一覧を含む）

上記対象公文書について、当審査会が見分したところ、非公開とした部分には、核燃料税に関する調査によって知り得た、核燃料税の課税標準に関する情報や納税義務者に関する一般には知られていない事項等の情報が記載されていることが認められる。

したがって、これらの非公開とした部分は、一般に知られておらず、調査に基づいて知り得た情報であり、実質的に秘密となる情報であると認められることから、地方税法第 22 条に規定する秘密として、条例第 7 条第 2 項第 3 号の非公開情報に該当すると判断する。

(2) 条例第 7 条第 2 項第 5 号の該当性について

本号は、県の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び公社の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがある情報は、審議、検討又は協議に関する情報として公開しないと定めている。

- ア 対象公文書 2 の議案第 5 号の協議事項 3 ～ 6、11、15、16、18 の非公開とした部分（協議事項一覧を含む）
- イ 対象公文書 3 の別紙様式 2 の 2 枚目の非公開とした部分（職員のメールアドレスを除く）及び別紙様式 3 の非公開とした部分
- ウ 対象公文書 4 の議案第 5 号の協議事項 1 ～ 4、10 の非公開とした部分（協議事項一覧を含む）及び議案第 6 号の非公開とした部分
- エ 対象公文書 5 の別紙様式 3 の非公開とした部分（職員のメールアドレスを除く）
- オ 対象公文書 6 の議案第 5 号の協議事項 2 の非公開とした部分（協議事項一覧を含む）及び議案第 6 号の非公開とした部分
- カ 対象公文書 8 の議案第 5 号の協議事項 1、3 の非公開とした部分（協議事項一覧を含む）及び議案第 6 号の非公開とした部分

キ 対象公文書 9 の別紙様式 3 の非公開とした部分（職員のメールアドレスを除く）

ク 対象公文書 10 の議案第 6 号の非公開とした部分

上記対象公文書について、当審査会が見分したところ、非公開とした部分には、各道県の核燃料税の財政需要の算定及び用途、要望活動等に係る地方公共団体内部の審議、検討又は協議に関する情報や核燃料税の課税方式の検討及び協議等に関する情報が記載されていることが認められる。

したがって、これらの非公開とした部分が公になることとなれば、核燃料税の制度構築に向けて各道県がどのような視点で調査・研究を行っているかが推測され、このような調査・研究段階の情報が公にされることにより、先入観や誤解から本県のみならず他道県に対しても様々な主張や干渉等が生じるおそれがあり、ひいては、各道県との意見交換なども不当に損なわれるおそれがあるとともに、未成熟な情報による誤解や憶測に基づき、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあると認められることから、条例第 7 条第 2 項第 5 号の非公開情報に該当すると判断する。

(3) 条例第 7 条第 2 項第 6 号の該当性について

本号は、県の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は公社が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報は、事務又は事業に関する情報として公開しないと定めている。

ア 対象公文書 1 の別紙様式 1 の非公開とした部分（職員のメールアドレスを除く）

イ 対象公文書 2 の議案第 5 号の協議事項 1～17 の非公開とした部分（協議事項一覧を含む）

ウ 対象公文書 3 の別紙様式 2 の非公開とした部分（職員のメールアドレスを除く）及び別紙様式 3 の非公開とした部分

エ 対象公文書 4 の議案第 1 号の非公開とした部分、議案第 5 号の協議事項 2、3、5～9、11 の非公開とした部分（協議事項一覧を含む）及び議案第 6 号の非公開とした部分

オ 対象公文書 5 の別紙様式 2 の非公開とした部分（職員のメールアドレスを除く）及び別紙様式 3 の非公開とした部分（職員のメールアドレスを除く）

カ 対象公文書 6 の議案第 1 号の非公開とした部分、議案第 5 号の協議

事項 1～4 の非公開とした部分（協議事項一覧を含む）及び議案第 6 号の非公開とした部分

キ 対象公文書 8 の議案第 5 号の協議事項 1～3 の非公開とした部分（協議事項一覧を含む）及び議案第 6 号の非公開とした部分

ク 対象公文書 9 の別紙様式 2 の非公開とした部分（職員のメールアドレスを除く）及び別紙様式 3 の非公開とした部分（職員のメールアドレスを除く）

ケ 対象公文書 10 の議案第 5 号の協議事項 1 の非公開とした部分（協議事項一覧を含む）及び議案第 6 号の非公開とした部分

上記対象公文書について、当審査会が見分したところ、非公開とした部分には、各道県の核燃料税の財政需要の算定及び用途や核燃料税の更新手続方法、本件協議会の要望活動や運営に関する情報が記載されており、これらの内容については、調査・研究段階の不確定かつ未成熟な内容であることが認められる。

したがって、これらの非公開とした部分が公になることとなれば、外部から様々な主張や干渉等が生じるおそれがあり、必要な情報の提供を躊躇するなど、本件協議会において、各道県相互間の率直な情報の交換が損なわれ、今後の核燃料税の更新等に係る事務の適正な遂行や本件協議会が担っている調査研究事務等の遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、条例第 7 条第 2 項第 6 号の非公開情報に該当すると判断する。

コ 対象公文書 1～10 の職員のメールアドレス

非公開とされているメールアドレスは、各職員の職務遂行のために付与されたものであり、公にした場合、不特定多数の者から、本来の業務目的以外のメールが大量又は無差別に送信されるおそれがあり、当該職員の事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、条例第 7 条第 2 項第 6 号の非公開情報に該当すると判断する。

### 3 まとめ

以上の理由により、当審査会は、「第 1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

## 第 6 審査会の審議等の経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

参考

審査会の審議の経過

年 月 日	処理内容
平成 28 年 9 月 5 日	諮問、実施機関から弁明書を受理
同年 9 月 7 日	審査請求人に弁明書を送付、反論書の提出を依頼
同年 10 月 25 日	審査会（第 1 回審議）
同年 11 月 29 日	審査会（第 2 回審議）
同年 12 月 15 日	審査会（書面審査）

答申に関与した委員（五十音順）

氏 名	現 職	備 考
妹 尾 克 敏	松山大学法学部教授	会 長
武 田 秀 治	弁護士	
豊 島 徳 子	元人権擁護委員	
松 原 日出子	松山大学人文学部教授	
光 信 一 宏	愛媛大学法文学部教授	